

特許無効調査報告書

2016年 月 日
安高特許会計事務所

1. 調査定義

下記の日本特許に関する無効資料の調査を実施する。

特許第 号（以下、「対象特許」という。）：請求項 1 , 2

【請求項 1】

静電容量方式のタッチパネルにおいて、操作者がタッチパネルを押下した際の押圧力を圧電素子にて検出する手段、及び、タッチパネルを押下した感触（押した手ごたえ、触感）を圧電素子により振動で知らせる手段を有することを特徴とするタッチパネル。

【請求項 2】

請求項 1 のタッチパネルにおいて、タッチパネルを押下した際に、発電する手段及び蓄電する手段を有することを特徴とするタッチパネル。

2. 調査範囲

1) 主な検索式

公報種別：日本特許登録公報

検索式：(((タッチ+押下),10C, (パネル+パッド+スクリーン+画面) /明細書全文)
(5B087CC39+5B068BB08/F ターム)(圧電+電歪+ピエゾ+アクチュエータ+アクチエータ/明細書
全文) : 87 件

検索式：(5B087/テーマコード)*(AA09+AB12/F ターム)*(CC39/F ターム)*((振動+バイブ/明細
書全文)+G06F3/03,340/FI) : 56 件

検索式：・・・・：119 件

特許分類定義

.....

3. 調査結果概要

今回の調査の結論は、以下の通りである。

対象特許の請求項 1 に係る発明の進歩性を否定する根拠となる関連文献が抽出されたが、請求項 2 に係る発明の進歩性を否定できる文献は抽出されなかった。

文献No.	公報番号	公開日	カテゴリ	対象請求項
参考文献 1	特開平 -	...	X	1
参考文献 2	特開平 -	...	Y	1
参考文献 3	特開平 -	...	Y	1、2
参考文献 4	特開平 -	...	Y	1、2
参考文献 5	特開平 -	...	Y	2
参考文献 6	特開平 -	...	Y	2
参考文献 7	特開平 -	...	A	1
参考文献 8	特開平 -	...	A	1、2

X：特に関連性のある文献。当該文献のみを取り上げることによって、特許請求された発明の新規性・進歩性が否定され得るもの。

Y：特に関連性のある文献。1つ以上のそのような他の文献との組み合わせによって、特許請求された発明の新規性・進歩性が否定され得るもの。

A：特に関連性があるとは思慮されない文献であり、当該技術の一般的な状態を定義する文献。

4. 対象特許と抽出文献との比較検討

No.	先行技術の内容	記載箇所
1	静電容量方式のタッチパネルであって、タッチパネルへの操作を検出した差異に、振動でユーザに知らせる手段が開示されています。 段落【0028】においては、検出や振動を行う手段として、圧電素子を用いてもよいことが記載されています。 また【図3】を見れば、・・・	段落【0021】～ 【0024】、【0028】、 【図3】
2	操作者のタッチによるユーザーインターフェースであって、押下による発電を行う手段が開示されています。 段落【0019】には発電の手段として・・・であることが示されており、 また【図4】からは・・・であることが分かります。	段落【0018】～ 【0020】、【図4】
3	ユーザーの押下を利用して、発電及び蓄電を行う手段が開示されています。技術分野は・・・ですが、段落【0032】には・・・も記載されています。	段落【0032】、【図3】
4	・・・	・・・
5	・・・	・・・

5. 特許有効性について

参考文献1~3により、本件特許請求項1に係る発明は、無効になる可能性が高い。

参考文献1には、・・・が記載されている。本件特許の請求項1に係る発明と対比すると、・・・の点で一致し、・・・の点で相違する。

参考文献2には、・・・であって、・・・な・・・が開示されている。

参考文献1の・・・に、参考文献2の・・・を適用することは、当業者が容易に想到しえることである。

.....

以上